

平成 29 年 10 月

使用者団体 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、北海道においては、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や、平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、昨年に引き続き 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの

発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノーカー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

厚生労働省北海道労働局においては、平成27年1月に「働き方改革推進本部」を設置し、団体・企業トップへの働きかけ、先進的な企業の取組事例の収集と情報発信などに取り組むとともに、平成27年12月には、北海道における働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進をはじめとする雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、北海道、札幌市及び労使団体を構成員とする「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を設置し、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」（以下「共同宣言」といいます。）を採択し、御賛同いただける団体とのさまざまな連携に努めてきました。

また、北海道においては、企業の働き方改革を推進するため、昨年12月20日に長時間労働の是正など就業環境の改善に取り組む企業の相談にワンストップで対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を開設し、企業からの相談に対応してきたほか、本年は、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上の3つの柱とする「北海道働き方改革推進方策」（仮称）を策定するなどして、厚生労働省北海道労働局をはじめとする関係機関と連携し、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足対策の推進を図っているところです。

これまで貴団体におかれましては、働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発、共同宣言の賛同や趣旨の周知に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します一層の周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

北海道労働局長 引地 瞳夫



北海道知事 高橋はるみ

